

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】令和5年1月11日(2023.1.11)

【国際公開番号】WO2020/195521

【出願番号】特願2021-508854(P2021-508854)

【国際特許分類】

H 0 4 N 5 / 6 4 (2 0 0 6 . 0 1)

【 F I 】

H 0 4 N 5 / 6 4 5 1 1 A

10

【手続補正書】

【提出日】令和4年12月26日(2022.12.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

20

ユーザが少なくとも前方を視認可能にユーザの顔面に密着するアタッチメント、および前記アタッチメントに取り付けられ、ユーザの顔面への密着状態を維持した状態で前記アタッチメントをユーザの頭部に固定するための固定具とを含むヘッドギアと、

映像を表示する映像表示部を備え、前記アタッチメントに対して着脱可能なディスプレイユニットと、

前記アタッチメントおよび前記ディスプレイユニットの少なくとも一方に設けられ、前記ディスプレイユニットを前記アタッチメントに対して解除可能に固定するロック機構と、を有し、

前記アタッチメントおよび前記ディスプレイユニットが、ユーザの前後方向に互いに係合するように構成され、

30

前記アタッチメントが、ユーザの上下方向視で、その前側にユーザの前方に向かって凸に湾曲する凸形状部を備え、

前記ディスプレイユニットが、前記上下方向視で、その後側に前記アタッチメントの凸形状部と係合する凹形状部を備えている、ヘッドマウントディスプレイ。

【請求項2】

ユーザが少なくとも前方を視認可能にユーザの顔面に密着するアタッチメント、および前記アタッチメントに取り付けられ、ユーザの顔面への密着状態を維持した状態で前記アタッチメントをユーザの頭部に固定するための固定具とを含むヘッドギアと、

映像を表示する映像表示部を備え、前記アタッチメントに対して着脱可能なディスプレイユニットと、

40

前記アタッチメントおよび前記ディスプレイユニットの少なくとも一方に設けられ、前記ディスプレイユニットを前記アタッチメントに対して解除可能に固定するロック機構と、を有し、

前記アタッチメントおよび前記ディスプレイユニットが、ユーザの前後方向に互いに係合するように構成され、

前記ロック機構が、前記アタッチメントをユーザの上下方向に挟持する一対のクランプアームを備えている、ヘッドマウントディスプレイ。

【請求項3】

ユーザが少なくとも前方を視認可能にユーザの顔面に密着するアタッチメント、および前記アタッチメントに取り付けられ、ユーザの顔面への密着状態を維持した状態で前記ア

50

タッチメントをユーザの頭部に固定するための固定具とを含むヘッドギアと、
映像を表示する映像表示部を備え、前記アタッチメントに対して着脱可能なディスプレイユニットと、
前記アタッチメントおよび前記ディスプレイユニットの少なくとも一方に設けられ、前記ディスプレイユニットを前記アタッチメントに対して解除可能に固定するロック機構と
を有し、
前記アタッチメントおよび前記ディスプレイユニットが、ユーザの前後方向に互いに係合するように構成され、
前記ロック機構が、
前記アタッチメントに設けられた金属部と、
前記ディスプレイユニットに設けられ、前記金属部に磁力的に接続する電磁石とを含む
ヘッドマウントディスプレイ。

10

【請求項 4】

前記ディスプレイユニットが、前記アタッチメントに対して着脱するとき前記アタッチメントの左右方向の両端それぞれに対向し、前記ディスプレイユニットをユーザの前後方向にガイドする一対のサイドガイド部を備える、請求項 1 から 3 のいずれか一項に記載のヘッドマウントディスプレイ。

【請求項 5】

前記ロック機構が、前記アタッチメントをユーザの上下方向に挟持する一対のクランプアームを備える、請求項 1 または 4 に記載のヘッドマウントディスプレイ。

20

【請求項 6】

前記ロック機構が、
前記アタッチメントに設けられた金属部と、
前記ディスプレイユニットに設けられ、前記金属部に磁力的に接続する電磁石とを含む、請求項 1 または 4 に記載のヘッドマウントディスプレイ。

【請求項 7】

前記アタッチメントが、ゴーグル状である、請求項 1 から 6 のいずれか一項に記載のヘッドマウントディスプレイ。

【請求項 8】

前記ロック機構による前記アタッチメントに対する前記ディスプレイユニットの固定が完了したことを報知する報知部を有する、請求項 1 から 7 のいずれか一項に記載のヘッドマウントディスプレイ。

30

40

50